

一般名処方加算に係る掲示

当院では、医薬品供給問題を踏まえ、患者様の継続的な治療を最優先とさせていただくため、薬剤の一般名での処方を推進しております。

「一般名処方」で記載された処方せんでは、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも薬剤師と相談して選ぶことができます。

ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者様の負担軽減や国の医療費の節減につながります。

一般名処方とは？

○ 処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」といいます。

○厚生労働省が示している記載方法に準じて

【般】＋「一般名」＋「剤形」＋「含量」
で記載されます。

例) 【般】 アトルバスタチン 錠 10m g

有効成分の名前で処方
していることを示す

一般名

剤形

含量

深川市立病院

Fukagawa Municipal Hospital

